

2019年3月吉日

関係各位

(一社) 日本エルピーガスプラント協会

消費税法改正に伴う経過措置の適用について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

2019年10月1日より消費税率が10%となることに伴い、当協会における消費税の取扱いにつきまして以下の対応をさせていただきます。

- ①10月に開催する研修会、講習会については9月30日までに申込みいただく分は経過措置の適用となりますので8%です。

<p>保安実務研修会 2019年10月1日(火) 東京 2019年10月11日(金) 大阪</p> <p>※2019年10月1日以降に追加で申込みいただく受講料は10%となります。</p>	<p>H31.10.1</p> <p>■ 募集開始 8.1 ▲ 募集締切 9.24 ● 開催日 10.1</p> <p>■ 募集開始 8.1 ▲ 募集締切 9.30 ● 開催日 10.11</p> <p>8%</p>
<p>ガスプラント非破壊試験技術者資格 実技講習会 2019年10月7日(月) 川崎</p>	<p>H31.10.1</p> <p>■ 募集開始 8.1 ▲ 募集締切 8.22 ● 開催日 10.7</p> <p>8%</p>

- ②非破壊認証試験受験料は経過処置の適用はありませんので10%です。

<p>ガスプラント非破壊試験技術者資格 認証試験(新規試験・再認証試験) 2019年10月8日(火) 川崎 2019年10月9日(水) 川崎</p>	<p>H31.10.1</p> <p>■ 募集開始 8.1 ▲ 募集締切 8.22 ● 開催日 10.8 10.9</p> <p>10%</p>
---	--

- ③書籍のご購入につきましては、2019年9月末日までにお申込みいただく分は経過措置の適用となりますので8%です。